

食品安全委員会（第427回会合）議事概要

日 時：平成24年4月12日（木） 14：00～15：05
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：小泉委員長ほか7名出席
傍聴者：報道9名、役所8名、一般13名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・微生物・ウイルス

牛肝臓に係る規格基準の設定について

→厚生労働省から説明。

平成23年8月25日付け府食第691号で通知した「微生物・ウイルス評価書 生食用食肉（牛肉）における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌」において、腸管出血性大腸菌の60℃加熱におけるD値の最長は150±12秒とし、「腸管出血性大腸菌の摂食時安全目標値（FSO）は、我が国の既知の食中毒の最少発症菌数から推測すると0.04cfu/gよりも小さな値であることが必要であり、かつ、FSOの設定においてはヒトの感受性の個体差や菌の特性にも留意する必要があると考えられた。」と評価しており、平成24年4月9日付け厚生労働省発食安0409第1号の記（1）の趣旨の規格基準が遵守されれば生食用の牛肝臓が流通することは想定されないこと、また、同通知の記（2）の趣旨の規格基準が遵守されれば、腸管出血性大腸菌は死滅することから、これらの趣旨の規格基準を設定することについては、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められた。

委員長から、食品については「informed choice」すなわち「納得した上での選択」が重要であり、情報提供について、もっと積極的により有効な方策を工夫していきたい旨、及び消費者は食品を自らの判断で安全なものを選び、美味しく食べるという権利を有しており、この「choice」の能力を高めるために、今後も消費者庁とも連携して、賢く選ぶことができるように、今まで以上に丁寧なリスクコミュニケーションに努めたい旨の発言があった。

・遺伝子組換え等食品 2品目

①GLU-No.5株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
（厚生労働省からの説明）

②除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明

本2件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議する

こととなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「*Chryseobacterium proteolyticum* 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→ 追加試験成績を待って、再度、添加物専門調査会において審議することとし、委員会としての最終判断はその審議結果を待つこととし、現時点でリスク管理機関（厚生労働省）への通知は行わないこととなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（スイートコーン）」に係る食品健康影響評価について

→ 「「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 肥料・飼料等「飼料添加物の賦形物質「リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

→ 「適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果をリスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

(3) 食品安全関係情報（3月16日～3月30日収集分）について

→ 事務局から報告。